

# 社会保険の基礎知識

## 4. 年金の給付 ～老齢年金～

2026年7月

ドリームサポート社会保険労務士法人

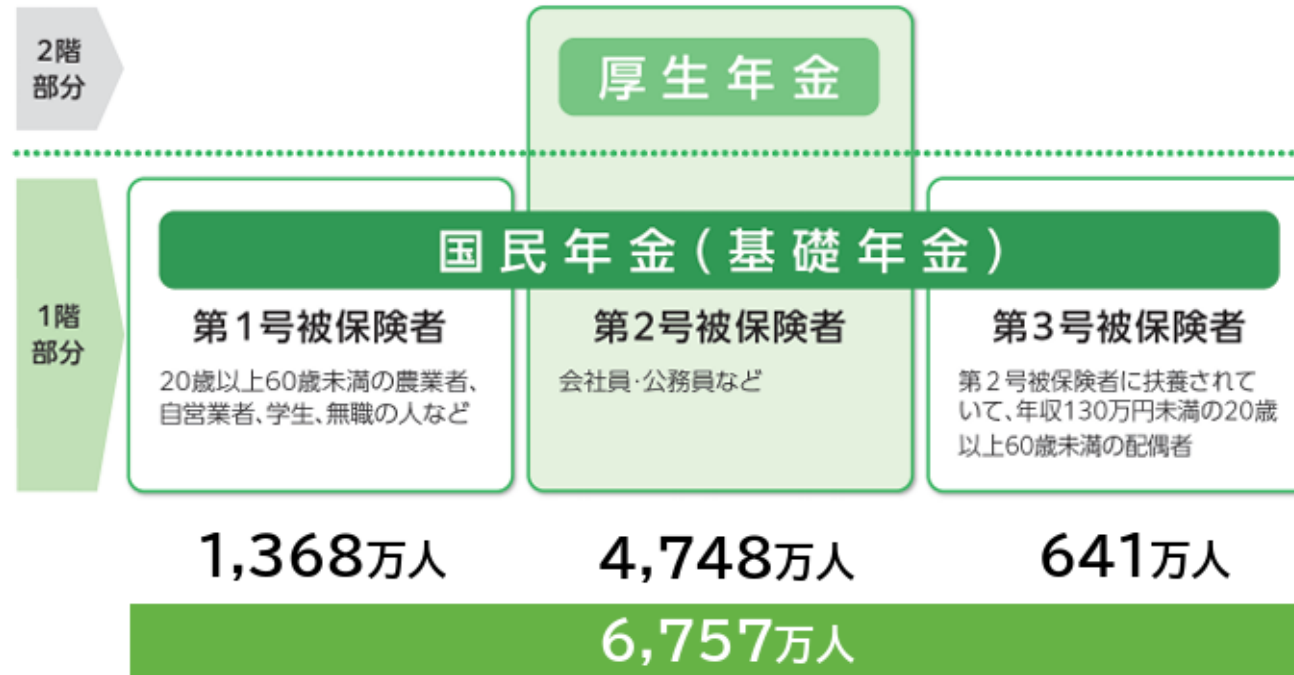


ドリームサポート  
社会保険労務士法人

# 老齡年金

# 年金制度は2階建て

公的年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての人々が共通して加入する**国民年金**と、会社員や公務員等が加入する**厚生年金**による「2階建て」の構造



(注1)人数は、令和6年度末の数値です。

(注2)公務員や私立学校教職員が加入していた共済年金は、「被用者年金制度一元化法」の施行(平成27年10月)により、厚生年金に統一されました。

# 老齢基礎年金

## ■ 老齢基礎年金の支給要件

### ① 受給資格期間が10年以上

（保険料納付済み期間＋保険料免除期間＋合算対象期間※を合わせた期間）

### ② 65歳に達したこと（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給も可能）

※ 合算対象期間（カラ期間）とは、受給資格期間の対象となるが年金額には反映されない期間のこと

# 老齢基礎年金の額

保険料の納付月数に応じて満額から減額される「フルペンション減額方式」

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

**年金額（満額）＝年額847,300円（月額70,608円）※**

※ 昭和31年4月1日以前に生まれた方は、年額844,900円（月額70,408円）

## 老齢基礎年金の計算式

$$847,300円 \times \frac{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済} \\ \text{月数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{全額免除} \\ \text{月数} \\ \times \\ 1/2 \end{array} + \begin{array}{c} \text{4分の1} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 5/8 \end{array} + \begin{array}{c} \text{半額} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 3/4 \end{array} + \begin{array}{c} \text{4分の3} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ 7/8 \end{array}}{40年（加入可能年数） \times 12月}$$

出典：日本年金機構『老齢年金ガイド 令和8年度版』  
※金額は令和8年度額

# 老齢厚生年金

## ■ 老齢厚生年金の支給要件（原則支給・65歳から）

- ① 老齢基礎年金の受給資格があること
- ② 厚生年金の被保険者期間が **1ヵ月以上** あること

## 特別支給の老齢厚生年金

- ① 生年月日に応じた支給開始年齢の定め（男女で異なる）
- ② 厚生年金の被保険者期間が **1年以上** あること
- ③ 60歳～64歳の間の有期年金

# 特別支給の老齢厚生年金（経過措置）

- 特別支給の老齢厚生年金は、60歳支給 ⇒ 65歳支給への移行期間に設けられた経過措置。
- 60歳から64歳で支給開始年齢が段階的に引き上げ。
- 男女で5年の差がある。男性の移行期間は終了。

## ＜生年月日による支給開始年齢＞

| 生年月日(昭和)        |                 | 支給開始年齢 |
|-----------------|-----------------|--------|
| 男性              | 女性              |        |
| 24年4月2日～28年4月1日 | 29年4月2日～33年4月1日 | 60歳    |
| 28年4月2日～30年4月1日 | 33年4月2日～35年4月1日 | 61歳    |
| 30年4月2日～32年4月1日 | 35年4月2日～37年4月1日 | 62歳    |
| 32年4月2日～34年4月1日 | 37年4月2日～39年4月1日 | 63歳    |
| 34年4月2日～36年4月1日 | 39年4月2日～41年4月1日 | 64歳    |

# 老齢厚生年金（報酬比例部分）の計算式

$$\text{報酬比例部分}^{\ast 1} = A + B$$

**A : 平成15年3月以前の加入期間**

$$\text{平均標準報酬月額}^{\ast 2} \times \frac{7.125^{\ast 4}}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}$$

**B : 平成15年4月以降の加入期間**

$$\text{平均標準報酬額}^{\ast 3} \times \frac{5.481^{\ast 4}}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}$$

※1 共済組合加入期間を有する方の報酬比例部分の年金額については、各共済加入期間の平均報酬（月）額と加入期間の月数に応じた額と、その他の加入期間の平均報酬（月）額と加入期間の月数に応じた額をそれぞれ計算します。

※2 平均標準報酬月額……平成15年3月以前の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額（過去の標準報酬月額に再評価率を乗じて、現在の価値に再評価している額）の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※3 平均標準報酬額……平成15年4月以降の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額（過去の標準報酬月額と標準賞与額に再評価率を乗じて、現在の価値に再評価している額）の総額を、平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。

※4 昭和21年4月1日以前に生まれた方については、給付乗率が異なります。



# 老齢年金の受給額のめやす（令和8年度額）

夫：標準的な収入で40年間加入、妻：専業主婦 の例

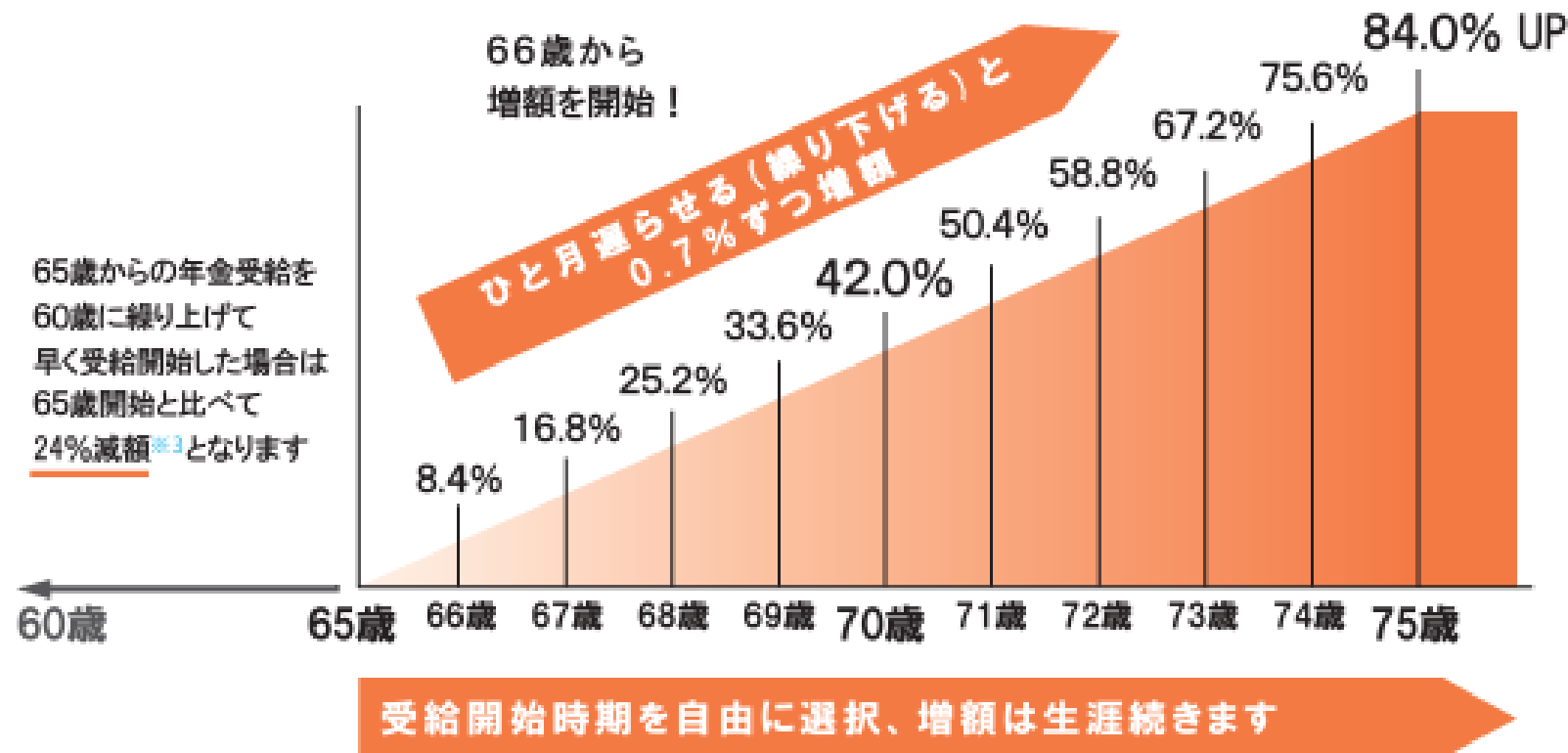
|       | 国民年金の夫婦の例                              |                                        | 厚生年金保険と国民年金の夫婦の例                               |                                        |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------|
|       | 夫                                      | 妻                                      | 夫                                              | 妻                                      |
| 上乗せ年金 |                                        |                                        | 老齢厚生年金<br>月額<br>約 96,060 円<br>【40 年加入<br>の標準例】 |                                        |
| 基礎年金  | 老齢基礎年金<br>月額<br>約 70,610 円<br>【40 年納付】 | 老齢基礎年金<br>月額<br>約 70,610 円<br>【40 年納付】 | 老齢基礎年金<br>月額<br>約 70,610 円<br>【40 年納付】         | 老齢基礎年金<br>月額<br>約 70,610 円<br>【40 年納付】 |
|       | 合計月額 約 141,220 円                       |                                        | 合計月額 約 237,280 円                               |                                        |

# 老齢年金の繰上げ・繰下げ

老齢年金の受給開始年齢は60歳～75歳の間で自由に選択できる

- 早く（繰上げ）受給すれば1ヵ月あたり0.4% 減額
- 遅く（繰下げ）受給すれば1ヵ月あたり0.7% 増額

※特別支給の老齢厚生年金は、繰上げも繰下げも不可



※1：昭和27年4月1日以前生まれの方は、70歳（最大42%増額）が上限です。

※2：昭和27年4月2日以後生まれの方が対象です。  
なお、障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、増額されることがあります。

※3：昭和37年4月1日以前生まれの方は、30%減額となります。

# 在職老齢年金（働きながら年金を受け取る場合）

会社等に雇用されながら**老齢厚生年金**を受給している60歳以上の者は、**月額**の賃金（**総報酬月額相当額**）と**年金額（基本月額）**の合計額が一定の基準額（支給停止調整額）を超えると、年金額（基本月額）の全部または一部が支給停止される。

## ➤賃金（総報酬月額相当額）とは

毎月の賃金ではなく、標準報酬月額に賞与（その月以前1年間の標準賞与額の総額）の12分の1を加えた額（年収の12分の1）が該当する。

## ➤年金額（基本月額）とは

老齢厚生年金※（報酬比例部分）の月額が該当する。

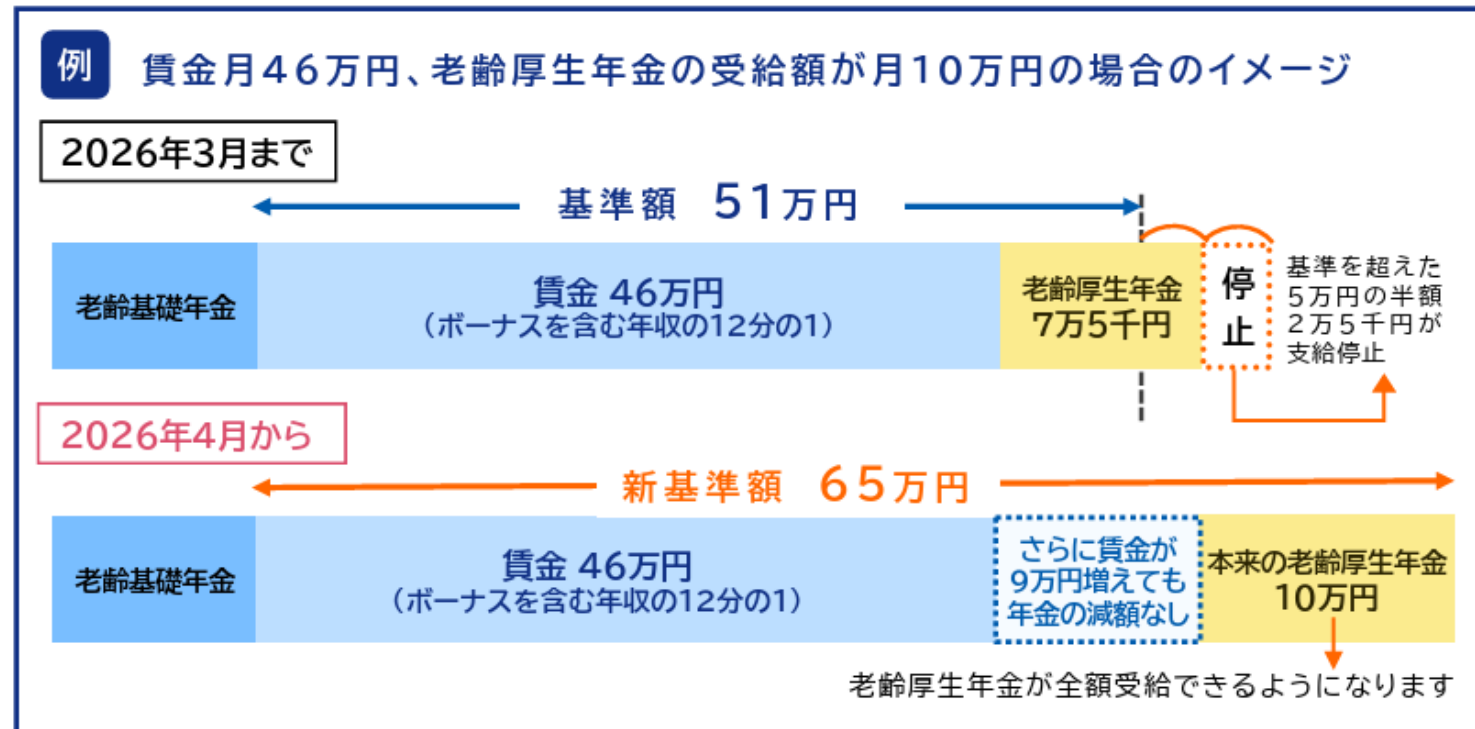
※加給年金額、繰下げ加算額、経過的加算額を除く。

# 在職老齢年金の基準額引き上げ【令和8年4月施行】

## 改正点の概要

在職老齢年金の支給停止調整額（基準額）が引き上げられ、年金を減額されることなく働くことができる者の範囲が広がった。

令和8年度の支給停止調整額は、**65万円** ※毎年度、名目賃金の変動に応じて改定される



# 在職老齢年金（高年齢雇用継続給付を受け取る場合）

老齢厚生年金を受給しながら働き、雇用保険の**高年齢雇用継続給付**を受け取る60歳以上65歳未満の人は、在職老齢年金の支給停止に加え、さらに年金額の一部（最高で標準報酬月額4%）が支給停止（＝年金から減額）される。

## ＜高年齢雇用継続給付＞

雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者が、60歳到達時点と比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合に、最高で賃金額の10%が支払われるもの

# ねんきん定期便

- 国民年金制度の理解と信頼を深めるため、**毎年誕生月**に自身の年金記録が記載された「ねんきん定期便」が日本年金機構から送付される。
- 年齢によって、形式と記載内容が異なる。

| 区分                       | 送付形式 | 記載内容                               |                                |
|--------------------------|------|------------------------------------|--------------------------------|
| 50歳未満（35歳・45歳以外）         | ハガキ  | ・保険料納付額<br>・月別状況（直近13月）            | ・年金加入期間<br>・加入実績に応じた年金額        |
| 50歳以上（59歳以外）             | ハガキ  | ・保険料納付額<br>・月別状況（直近13月）            | ・年金加入期間<br>・老齢年金の種類と見込額        |
| 年金受給者（直近1年間に被保険者期間がある場合） | ハガキ  | ・月別状況（直近13月）<br>・保険料納付額            | ・年金加入期間                        |
| 35歳・45歳<br>（節目年齢の人）      | 封書   | ・保険料納付額<br>・年金加入期間<br>・加入実績に応じた年金額 | ・年金加入履歴<br>・月別状況（ <b>全期間</b> ） |
| 59歳                      | 封書   | ・保険料納付額<br>・年金加入期間<br>・老齢年金の種類と見込額 | ・年金加入履歴<br>・月別状況（ <b>全期間</b> ） |